ITIF | INFORMATION TECHNOLOGY & INNOVATION FOUNDATION
SCHUMPETER PROJECT ON COMPETITION POLICY

700 K ストリート NW スイート 600

ワシントン D.C. 20001

ITIF のコメント

公正取引委員会（JFTC）デジタル担当参事官室宛

件名： モバイルソフトウェア競争経済法の従属法令およびガイドライン	)	パブリックコメント

2025 年 6 月 13 日

内容

導入 2
ガイドライン草案の分析 3
禁止行為 3
第５条 3
第６条 4
第７条 5
第８条 6
第９条 7
コンプライアンスへの取り組み 9
第１０条、１１条 9
第１２条、１３条 9
推奨事項 10
結論 11

導入

情報技術イノベーション財団（ITIF）は、公正取引委員会（JFTC）によるモバイルソフトウェア競争法の下位法令及びガイドライン（以下「ガイドライン草案」）[1]に関する意見公募に回答する機会を得られたことを感謝いたします。ITIF は、JFTC が画期的な法律「特定スマートフォンソフトウェアの競争促進に関する法律」（以下「モバイルソフトウェア競争法」[2]）の施行に関する明確性と透明性を確保するための幅広い取り組みの一環として、これらの詳細なガイドライン草案を公表するという積極的な取り組みを高く評価します。

ITIF は以前、日本のスマートフォン産業の活況を踏まえると、この法律は不要であり、競争促進的な行動を著しく阻害するリスクがあると懸念を表明してきました。同様に、ITIF は、ガイドライン草案が関係者に対し、この法律の執行方法に関する指針を提供しているものの、モバイルイノベーションと日本の消費者への損害が最小限に抑えられることが十分に確保されていないことを懸念しています。

[1] JFTC, Mobile Software Competition Act Guidelines (Draft) (2025 年 5 月) [hereinafter Draft Guidelines].

[2] Press Release, JFTC, Regarding the passage of the Act on Promotion of Competition for Specified Smartphone Software (2024 年 6 月 12 日)

本コメントは 3 つの部分から構成されています。まず、ガイドライン草案における、本法の一般的な禁止事項と遵守措置[3]に関する議論を分析します。次に、ITIF は、この分析に基づき、本法によって生じる損害を最小限に抑えるための一般的な提言を公正取引委員会に提示します。そして終わりに、簡潔な結論を述べています。

ガイドライン草案の分析

禁止行為

第 5 条

法律第 5 条は、データ不正流用の広範な禁止を構成し、ガイドライン草案が説明しているように、指定されたオペレーティングシステム、アプリストア、およびブラウザプロバイダーがサードパーティのデータを使用して「サードパーティのアプリまたはウェブサイトプロバイダーと比較してマーケティング、開発などで優位に立つ」[4]ことを防止するように設計されています。このデータには、名前、年齢、IP アドレス、銀行口座番号などのユーザー情報、ダウンロード（オペレーティングシステム）、購入履歴（アプリストア）、ブックマーク（ブラウザ）などのサービス固有のデータが含まれますが、公開されているデータ[5]は含まれません。ガイドライン草案はまた、関連する「競争関係」が「仮想」競合他社を含むように広く定義されること、およびデータが指定されたオペレーティングシステム、アプリストア、またはブラウザプロバイダーの補助製品の利益のために使用されるかどうかは、全体的に、および使用の背後にある目的を分析することによって判断されることを明確にしています。[6]

ITIF は、ガイドライン草案における第 5 条の解釈について、いくつかの懸念を抱いています。第一に、ガイドライン草案では、そこに列挙されているサードパーティデータの具体的な例は多岐にわたるものの、網羅的なものではないと明記されており、本法は原則として、オペレーティングシステム、アプリストア、またはブラウザプロバイダーが、自社の付随的な商品やサービスに利益をもたらすためにサードパーティデータを利用するあらゆる場合に適用されるとされています。これは、指定プロバイダに多大なコンプライアンス負担を課し、反競争的行為の懸念が生じない多くのデータ利用を禁止する可能性があります。さらに、仮想的な競争関係を含めることで、第 5 条の適用範囲がさらに広範になる可能性があります。指定プロバイダは、潜在的に多くのサードパーティの商品やサービスと競合する可能性があり、サードパーティのデータの利用を禁止すると、相当数の誤検知が発生する可能性があります。第三に、ガイドライン草案では、個別データと集約データを明確に区別していません。集約データの利用が反競争的または反消費者的な影響を及ぼす可能性ははるかに低いにもかかわらずです。

---

[3] Joseph V. Coniglio and Lilla Nóra Kiss, Comments to Japan's Fair Trade Commission Regarding the Smartphone Software Competition Promotion Act | ITIF (2024 年 9 月 3 日) [hereinafter ITIF Comment].

[4] ガイドライン草案 3.

[5] *Id.* 4-7.

[6] *Id.* 8-9.

ITIF が以前に説明したように、「複数の市場にまたがるデータを使用することは、情報の非対称性を是正し、特に消費者の嗜好を満たすアプリケーションをより適切にターゲティングするための重要な方法となり得る」ため、消費者に利益をもたらす競争促進行為を構成します。[7]しかし、ガイドライン草案は、指定プロバイダが、前述の過剰執行のリスクを軽減できるような方法で、補助的な商品やサービスを改善するためにサードパーティデータを使用することについて、競争促進上の正当性を提示することを許可する明確な根拠を提供していないように思われます。特に、ガイドラインは、「競争関係において商品またはサービスを提供するためにのみ使用できる方法で行われたデータ処理」は「競争関係において商品またはサービスを提供するために使用される」と強く推定され、したがって推定的に違法とみなされる、と述べていますが、ガイドライン草案は、競争促進目的のサードパーティによるデータ処理が法律違反とみなされないことを認めていません。[8]

第 6 条

第 5 条と同様に、第 6 条は指定 OS およびアプリストアプロバイダに対する一般的な禁止事項であり、具体的には「サードパーティアプリプロバイダに対する不当または不当な差別的取扱いを行うこと」を制限する広範な差別禁止条項を規定しています。[9]この禁止事項には、サードパーティアプリのプラットフォームアクセスの受給資格に関する「審査または検査」における差別的取扱いの禁止が含まれます。[10]重要なのは、第 5 条とは異なり、ガイドライン草案では、差別的取扱いが「合理的な根拠」がある場合、またはサイバーセキュリティ、倫理、またはダークパターン関連の正当性がある場合、あるいは差別によって「一定の一貫性」が確保される場合は許容されると明確に規定されている点です。[11]さらに、差別禁止体制の確立に加えて、第 6 条は「その他不当な取扱い」を禁止しています。ガイドライン草案では、これは「サードパーティアプリプロバイダの事業活動を制限し、または合理的な根拠なくサードパーティアプリプロバイダに不利益を与える行為を指す」と説明されています。[12]

第 5 条と同様に、第 6 条の過度に広範な禁止事項は、一見競争上の懸念を生じさせない広範な行為を包含することになりかねません。さらに、第 5 条がサードパーティデータの活用という形での排他的行為を禁止するのに対し、第 6 条は非差別的行為または不公正な行為という形での搾取的行為の防止に重点を置いています。排他的行為の概念は明確に定義されており、競争相手に損害を与え、ひいては競争プロセスと消費者に損害を与える行為を指しますが、「不公正な」差別または行為を構成するものを判断することは本質的により主観的であり、第 6 条が誤検知をもたらす範囲を悪化させるだけです。実際、企業が自社の利益につながる一方的な行

[7] ITIF コメント 10.

[8] ガイドライン草案 9.

[9] ガイドライン草案 9.

[10] *Id.* 10-11.

[11] *Id.* 11.

[12] *Id.* 16.

為を行うことは、あらゆる市場において当然のことであり、相手方が不利益を被る可能性があるという事実だけでは、一見違法行為とみなされるべきではありません。

ITIF が先に指摘したように、不公正で差別的な行為はしばしば「福祉を増進する性質」を有する可能性があり、特にモバイルプラットフォームにおけるイノベーションへの投資費用を回収するための手段として搾取的行為とみなされる場合に顕著です。[13]ガイドライン草案は、「合理的な根拠」が存在する場合、差別的行為やその他の搾取的行為は正当化され得ると明確に述べていますが、どのような根拠が認められるのかについて明確な説明がほとんどないだけでなく、「同じ目的を達成するための代替手段」がある場合、「当該行為がスマートフォンユーザーやサードパーティのアプリプロバイダに還元されないコスト削減をもたらす」[14]場合、あるいは「サードパーティのアプリプロバイダが被る不利益」[15]が十分に大きい場合、正当化の根拠が排除されているように見えます。しかし、米国の裁判所が判示したように、より制限の少ない代替手段の分析、効率性の向上が消費者に還元されることを示すこと、あるいは「害と利益のバランス」を求めることは、一般的にこの種の一方的な行為には適切ではなく、競争促進行為を阻害するリスクがあります。[16]

第 7 条

第 5 条および第 6 条の一般規定に加え、本法には、モバイル OS の動作に関わる、より対象を絞った相互運用性の禁止事項も盛り込まれています。具体的には、第 1 号は、モバイル OS の指定事業者に対し、「基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリケーションストアを、指定事業者自身が提供するもののみに限定すること」を禁じています。[17]一方、第 2 号では、指定事業者に対し、「当該 OS の機能が指定事業者によって使用される場合、個別のソフトウェアの提供と同等の性能で」、モバイル OS をサードパーティが広く利用できるようにすることを義務付けています。[18]いずれの場合も、ガイドライン草案は、サイバーセキュリティの強化、ユーザーのプライバシー保護、若年ユーザーの保護、犯罪行為の防止、身体の安全の確保など、一定の状況下では、サードパーティとの取引を拒否することが正当化され得ると説明しています。[19]

ITIF は、第 1 項および第 2 項の両方に関して、ガイドライン草案に懸念を抱いています。まず、第 1 項については、第 5 条および第 6 条を悩ませているような範囲の広すぎる問題はなく、むしろ特定の潜在的に反競争的な慣行に焦点を当てているものの、ガイドライン草案では、企業が知的財産（「IP」）への投資を回収する能力に関連するそのような制限の正当性を認めていないように思われます。たとえば、Apple や Google などの企業は、モバイルエコシス

[13] ITIF コメント 5.

[14] ガイドライン草案 14

[15] *Id.*

[16] Verizon Communications Inc. v. Law Offices of Curtis V. Trinko, 540 U.S. 398 (2004).を参照

[17] ガイドライン草案 20.

[18] *Id.* 34.

[19] *Id.* 25-29.

テムに数十億ドルを投資しており、米国の裁判所が競合他社のアプリストアへのアクセス制限を評価する文脈で説明しているように、「IP の補償は、認識できる競争促進の根拠である」。[20]確かに、強制的な共有は、モバイルプラットフォームがイノベーションに取り組むインセンティブを減じるだけでなく、ライバル企業のイノベーションのインセンティブも減らし、競争のためにイノベーションを起こす代わりに、独占禁止法を利用して他者の投資をフリーライドすることができるようになります。[21]

項目 2 も同様の問題を提起している。企業がプラットフォームへの投資を回収できる能力に基づく正当性が欠如していることは、モバイル OS とサードパーティの両方によるイノベーションを阻害する可能性が高いです。「そのような企業に優位性の源泉を共有することを強制することは、独占企業、競合他社、またはその両方が経済的に有益な施設に投資するインセンティブを減弱させる可能性があるため、独占禁止法の根本的な目的と若干の矛盾をきたす」からです。[22]実際、投資減少に関するこの懸念は、項目 2 が項目 1 と比較して適用範囲が広いことから特に深刻です。なぜなら、サードパーティのアプリストアへのアクセスを確保することに焦点を当てるだけでなく、「OS 機能はスマートフォンの操作に関連する機能を広く包含している」からです。[23]さらに、ガイドライン草案では、アクセスはプラットフォーム独自のアプリと「同等」の方法で提供されなければならないと明確にされていますが、ITIF が他のところで説明しているように、モバイルオペレーティングシステムとその補助サービスは「多くの場合、サードパーティにとっては実際には実現できないほどの大きな相乗効果」を発揮する可能性があるという点が無視されています。[24]

第 8 条

第 8 条は、アプリストアプロバイダによる特定の決済制限、「アンチステアリング」行為、その他の種類のタイイングや設計行為の禁止に重点を置いています。具体的には、第 8 条第 1 項は「指定アプリストアプロバイダが、個々のアプリプロバイダが代替決済管理サービスを利用することを妨げる条件を課すことを禁止する」と規定しています。[25]第 2 項は「指定アプリストアプロバイダが、個々のアプリプロバイダが商品やサービスの価格やその他の情報を表示することを妨げる条件を課すことを禁止する」と規定しています。[26]対照的に、第 3 項はアプリストアとそのブラウザ間のタイイングを制限し、第 4 項はアプリストアによる「提供しているユーザー認証方法の表示」に関しても同様の制限を設けています。[27]

---

[20] Epic Games, Inc. v. Apple, Inc., 67 F. 4th 946, 986 (9th Cir. 2023).

[21] Verizon Commc'ns, Inc. v. Law Offices of Curtis V. Trinko, 540 U.S. 398, 407-08 (2004).

[22] *Id.*

[23] ガイドライン草案 35

[24] Joseph V. Coniglio, Comments to the European Commission Regarding Proposed Measures for Interoperability Between Apple iOS and Devices | ITIF (2025 年 1 月 17 日).

[25] ガイドライン草案 47

[26] *Id.* 55.

[27] *Id.* 64, 69.

重要なのは、ガイドライン草案では、第 8 条に規定された行為の一部が自動的に違法とみなされるのではなく、第 7 条に規定された正当化理由が考慮されることが示唆されていることです。[28]

ITIF の項目 1 および 2 に関する懸念は、上記第 7 条の文脈で述べた懸念と関連しています。これらの制限の競争上のメリットを評価する際に、米国の裁判所は、ガイドライン草案では省略されている知的財産補償の正当性の重要性を強調してきました。[29]さらに、項目 1 に関しては、アプリストアがサードパーティ製アプリによる外部決済処理業者の利用を法律で義務付けられている限りにおいて、ITIF は、アプリストアがこれらの関連取引に十分な手数料を課すことのイノベーション促進上の正当性を強調してきました。そうでなければ、「この救済措置により、開発者が[アプリストアの]手数料を完全に回避する道が開かれる」ため、「投資回収能力が危険にさらされる」からです。[30]さらに、項目 2 は、ユーザーエクスペリエンスの悪化に加えて、政府から「排除したいメッセージに対応する」ことを強制されないよう、アプリストアの創作権を著しく侵害するリスクもあります。[31]しかし、ガイドライン草案は非経済的正当性を認めているものの、言論の権利の保護という社会的にも重要な目的に基づくいかなる弁護も認めていないようです。

草案ガイドラインは、第 3 項および第 4 項に他の欠陥を示しています。第 1 に、第 4 項では、指定アプリストアプロバイダが自らの行動について正当な理由を示すことを認めていないように思われます。しかし、このようなユーザー認証の実施は、草案ガイドラインの他の条項では正当な理由として認められているユーザーのセキュリティとプライバシーの強化につながる可能性があります。また、第 3 項については、アプリストアとブラウザの連携といった条件付きの取引拒否についても、たとえ「代替ブラウザエンジンの採用に関する技術的制限、契約条件、その他の条件」を伴うとしても、最高のユーザーエクスペリエンスの確保など、競争促進的な正当な理由がいくつか考えられます。[32]しかし、草案ガイドラインには、こうしたメリットを包含し、消費者に有利な行動を萎縮させるリスクのある明示的な正当性は含まれていないように思われます。

第 9 条

法第 9 条は、指定事業者が検索エンジンを用いて自己優先行為を行うこと、すなわち「正当な理由なく、検索結果の表示において自社の商品又はサービスを競合する商品又はサービスよりも優遇すること」を禁止しています。[33]第 6 条と同様に、第 9 条は無差別規制を規定しており、検索結果は「不当又は差別的」であってはならず、指定事業者が「検索結果の表示におい

[28] *Id.* 51.

[29] Epic Games, Inc.対 Apple, Inc.、67 F. 4th 946, 986（第 9 巡回区控訴裁判所、2023 年）。

[30] Brief for the Info., Tech., Innovation Found. as Amicus Curiae, at 5, *Epic Games, Inc. v. Apple, Inc.*, No. 25-2935 (9th Cir. 2025).

[31] *See* Moody v. NetChoice, LLC, 603 U.S. 707, 731 (2024).

[32] ガイドライン草案 65

[33] *Id.* 70.

て自社の商品又はサービスを他の競合する商品又はサービスよりも有利に扱う」ことはできません。[34]ガイドライン草案では、検索を用いた自己優先行為を正当化する「正当な理由」は、「当該優遇行為の目的」と「当該目的を達成するための競争制限性の低い他の代替手段の利用可能性及び性質」の両方に照らして分析されると説明されています。[35]重要なのは、ガイドライン草案は、第 6 条とは著しく対照的に、害と利益の定量的な比較検討を想定していないように見えることです。むしろ、検索における自己優先行為は「正当な理由がある場合には、（第 9 条）の規定に違反しない」としています。[36]

残念ながら、ガイドライン草案は、検索を用いた自己選好の「正当な理由」となり得る目的の範囲を狭く限定しているように見受けられます。例えば、ガイドライン草案は「スマートフォンユーザーが検索サービスに期待する応答性や正確性など、スマートフォンユーザー向けの検索サービスの質の向上について説明を行う」と認めつつも、様々な状況においてそのような正当性が認められないことを明確にしています。[37]確かに、これらの除外の一部は適切だといえます。たとえば、正当化理由が単に「指定提供者の商品またはサービスと競争関係にある他の商品またはサービスを排除する意図」の口実である場合などです。しかし、「他の商品またはサービスが不当に劣位に扱われている」かどうかなどの他の条件は、消費者に有利な自己選好が抑制される結果となる可能性が高いです。すべての自己選好は、必然的に、何らかの形で、ライバルを劣位に置き、それが「不当」であると感じる可能性があります。[38]

さらに、第 6 条の差別禁止規定と同様に、第 9 条は、優遇措置が競争促進目的の達成に「必要」ではない場合にのみ正当な理由が存在することを明確にしています。[39]しかしながら、前述のように、この種の独占禁止法分析は、協調行為の分野における競争促進的正当性を評価するためにしばしば用いられるのは事実ですが、画期的な米国対マイクロソフト事件のような米国の裁判所は、自己優先の形をとる技術的抱き合わせを含む一方的行為の文脈では通常これを適用しません。[40]その理由は単純です。独占禁止法は、「他のアプローチがより大きな競争をもたらす可能性がある場合、独占企業に事業方法の変更を要求する」権限を与えるべきではないからです。[41]

[34] *Id.* 74.

[35] *Id.* 76.

[36] *Id.*

[37] *Id.* 77.

[38] *Id.*

[39] *Id.*

[40] United States v. Microsoft Corp., 253 F.3d 34, 59 (2001).

[41] Verizon Commc'ns, Inc. v. Law Offices of Curtis V. Trinko, 540 U.S. 398, 415-16 (2004).

コンプライアンスへの取り組み

第１０条、１１条

ITIF は、第 10 条のデータ開示要件の二重の目的を「第 5 条に規定される禁止行為の遵守を確保する」ことと、「イノベーションの促進に寄与することが期待される」方法で「取引の透明性」を高めることにあると理解しています。[42]しかし、ITIF が既に他所で明らかにしているように、ガイドライン草案が要求する広範な開示内容を考慮すると、「そのような資料のリポジトリの作成と維持は、指定事業者にとって大きな負担となる」ことになります。[43]実際、適切に調整され、適切なバランスが保たれない限り、「そのような情報を公開することは、多くの場合、通常は高度に機密性の高い、センシティブな事業情報として扱われる情報を共有することにより、イノベーションへのインセンティブをさらに減退させるリスクを負うことになります」。[44]さらに、ガイドライン草案は、強力なデータ管理フレームワークに「含まれる可能性がある」いくつかの対策を提示しているものの、「法第 5 条および第 10 条の遵守を確認できる」ようなセーフハーバーをどこにも設定していないように思われ、指定事業者に開示義務に関する十分な確実性を提供するというガイドライン草案の有効性を制限しています。[45]

対照的に、第 11 条には広範なデータポータビリティ要件が含まれており、「指定事業者は、スマートフォン利用者のデータが利用者の要請に応じて利用者または指定の受取人にシームレスに転送されることを確保する義務を負う」とされています。[46]

しかし、ガイドライン草案は「指定事業者が転送することが全く不可能なデータ」をこの義務から除外しようとしており、指定事業者に追加データの収集を義務付けていないように見える一方で、特定のデータカテゴリーに対する例外規定はなく、転送が必要なデータに関する明確なルールはおろか、むしろ、対象となるデータの事例をいくつか示す前に、ケースバイケースで「スマートフォン利用者のニーズを総合的に考慮した上で」判断すると示唆しています。[47]さらに、競合他社との広範なデータ共有を強制することは、法遵守の促進に不必要な形でイノベーションを起こすインセンティブを萎縮させる可能性もあります。

第１２条、１３条

第 12 条は、指定プロバイダに対し、選択画面を含む一定のデフォルト設定を容易に変更できること、プラットフォームに新機能が追加される際にユーザーの同意を確保するためのその他の措置を講じること、特にブラウザのデフォルトの検索設定に関して、ユーザーがソフトウェア

---

[42] ガイドライン草案 82

[43] Joseph V. Coniglio, Comments to the European Commission Regarding Proposed Measures for Interoperability Between Apple iOS and Devices | ITIF (2025 年 1 月 17 日).

[44] *Id.*

[45] *Id.* 84.

[46] *Id.* 87.

[47] *Id.* 90.

を簡単に削除できるようにすることを一般的に義務付けています。[48]しかし、公正取引委員会が指定プロバイダの製品を設計してしまうという一般的なリスクがあるだけでなく（単に禁止されている行為をプロバイダに指示するのではなく）、EU の Google に対する訴訟に関連して選択画面を課したことで、競争が実質的に改善されなかったことが認識されています。

第 13 条は、指定事業者に対し、そのプラットフォームを利用するサードパーティが「変更に際して円滑に対応できるよう」にするための広範な情報開示義務を課しており、これには「変更内容及び理由について相当期間の確保並びに情報開示を行うための措置」や「仕様変更に関する苦情その他の事項の処理のための体制整備のための措置」が含まれます。[49]しかし、サードパーティからの苦情への対応体制は法遵守上不可欠なものであるにもかかわらず、ガイドラインは、指定事業者が「個々のアプリ提供者の意見その他の事情を把握すること」や「個々のアプリ提供者の意見その他の事情を有効に活用するための適切な仕組みを整備すること」に条件を付すなど、このプロセスにどのように取り組むかを過度に細かく管理しようとしています。[50]これは、協議の結果が法の要件を満たすことを単に確保するのではなく、公正取引委員会を商事交渉のプロセスに不必要に介入させています。

推奨事項

これらの理由から、ITIF は以下の推奨事項を謹んで提案します。

- **ガイドラインは、広範な義務を限定的に規定すべきである。**第 5 条のデータ不正流用禁止、第 6 条の差別禁止規定、第 7 条第 2 号の相互運用性要件など、法のいくつかの条項は、指定事業者に多大な制約と遵守負担を課すだけでなく、反競争的懸念を生じさせない行為を不当に抑制する可能性がある。改訂されたガイドラインは、公正取引委員会が消費者に損害を与える可能性があると懸念する具体的な非仮説的な状況（例えば、指定事業者が、プラットフォーム上で取得したサードパーティの競合他社の競争上機密性の高い個人データの利用から利益を得ているアプリケーションにおいて市場支配力を有する場合など）について、より明確に規定すべきである。
- **ガイドライン草案は、企業の正当化根拠を不当に制限している。**ガイドライン草案は、指定事業者が自らの行為について知的財産権の補償を正当化する手段を全く提供していないように見えるだけでなく、プラットフォームへの投資とイノベーションを阻害するだけでなく、抱き合わせやデータのクロスプラットフォーム利用といった慣行がもたらす競争促進効果を考慮した、一般的な効率性に基づく正当化根拠も欠いている。さらに、こうした正当化根拠を提示できる場合でも、「当該慣行は効率性効果を達成するための最も制限の少ない代替手段を構成する」といった要件によって、正当化根拠は不当に狭められている。

[48] *Id.* 92-95.

[49] *Id.* at 84.

[50] *Id.* 113.

- **ガイドラインは、コンプライアンスを細かく管理するのではなく、効率化を図るものであるべきである。**第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 13 条は、指定事業者に相当な追加的なコンプライアンス負担を課し、場合によっては、企業自身ではなく公正取引委員会が、法を遵守するための最も効果的な方法を決定することを想定しているように見える一方で、指定事業者が法によって発生するコストを最小限に抑えるために依拠できるセーフハーバーやカーブアウトは含まれていないように思われる。コンプライアンスに関するセーフハーバーやカーブアウトをガイドラインに含めることで、企業に課されるコンプライアンスコストを削減できるだけでなく、法の執行における公正取引委員会の事務負担も軽減できる。

結論

ITIF は、公正取引委員会が同法の執行方法や企業が講じなければならない遵守措置について包括的かつ詳細なガイドラインを発表しようとしていることに勇気づけられ、公正取引委員会にこの意見を提出する機会を与えられたことに感謝します。ITIF は、ガイドライン草案が多くの点で関係者に重要な明確さを提供していると確信しているが、日米両国が、世界的な技術経済的優位性を求める中国の追求がもたらす脅威に対抗するために必要な協力を優先しなければならない時期に、同法の執行によってイノベーションが萎縮したり、大手米国テクノロジー企業を含む指定事業者に過度のコンプライアンス負担が課されたりすることがないよう、さらなる措置を講じることができるでしょう。またそれは、日本のモバイル業界の成長と成功に重要な役割を果たしてきた大手テクノロジー企業のイノベーションを規制によって抑制することなく実現されるのです。

ご検討感謝いたします。

ジョセフ・V・コニーリオ

シュンペーター競争政策プロジェクト ディレクター

情報技術イノベーション財団